

発議第6号

「(仮称)和歌山南インターチェンジ」の早期建設促進に関する意見書案

「(仮称)和歌山南インターチェンジ」の早期建設促進に関する意見書を内閣総理大臣、財務大臣、地域活性化担当大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣、防災担当大臣及び経済財政政策担当大臣あて提出するものとする。

平成25年3月25日提出

提出者 和歌山市議会議員

北野 均

宇治田 清治

岩井 弘次

姫田 高宏

山本 忠相

「（仮称）和歌山南インターチェンジ」の早期建設促進に関する意見書案

阪和自動車道と和歌山インターチェンジは、昭和49年の供用開始以来39年の永きにわたり、和歌山県都における経済・産業・物流の要衝地としての役目を果たしてきた。

平成22年3月には、本市において2か所目となる和歌山北インターチェンジが供用開始されたものの、ハーフインターチェンジであるがゆえに、本市から県南部への移動は和歌山インターチェンジを中心とした交通の流れとなり、一定の緩和はなされたものの、高速道路の発着地点が市内1か所では依然として交通渋滞を来し、根本的な解消に至っていない現状にある。

一方、市内幹線道路は、平成27年開催の「紀の国わかやま国体」を控え、市内外環状道路として位置付けられている本市南部を横断する南港山東線の東進及び本市東部を縦貫する松島本渡線の南進が、現在、県市で進められており、これら整備が進むことにより、（仮称）和歌山南インターチェンジの設置環境は整い、その効果が高まることは必至である。

また、東海、東南海、南海地震の三連動の発生が懸念されている中、物資等の供給確保や円滑・迅速な救援の確保等の必要性が叫ばれており、大局的に見ても、そういった有事の際の中心拠点となる本市道路交通網の整備は喫緊の課題であると言わざるを得ず、災害時の救援・輸送路としての機能向上や広域的な高度医療の体制の確立を図る観点からも（仮称）和歌山南インターチェンジの設置は急務である。

よって、国においては、県都和歌山市の地理的位置付けを深く理解され、（仮称）和歌山南インターチェンジの早期建設促進を図ることを強く要望する。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。